

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 5 号
2 0 1 4 年 1 0 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「大阪第一運輸所、大阪第二運輸所における職場諸要求」に関する申し入れ

表題について、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

基本要

1. 年休の順番が1番の場合でも発給されない状態があり十分な要員となっていない。
年休が出せるような要員を確保し、失効する年休は不承認としてD単価で買い上げること。
2. 一日基準労働時間7時間を6時間50分に短縮すること。
3. 新大阪～新大阪引上線への運転時分を現行2分から2分30秒とすること。
4. 新大阪～名古屋間「こだま号」の車掌乗務を2人から3人乗務を基本とすること。
5. 日勤行路の拘束時間を10時間以内とし車掌日勤行路の東京段落ち時間を2時間以内とすること。

勤務関係

1. 必要要員の確保を計り休日出勤を解消すること。
2. 大一両での長時間に及ぶ労働外時間を短縮すること。
3. 引上線の「停車・通過の確認喚呼、添乗報告」は省略化すること。
4. 運転妨害となるような添乗及び試問はやめること。
5. 「規程」の訂正の時間を別途労働時間として訓練時間の中に設けること。
6. 予備者の休日指定は乗務割り交番と同様の配置とすること。
7. 勤務の確定（予備）発表5日前を7日前とすること。
8. 予備月者の勤務に対しても在宅休養時間を確保すること。
9. 予備月者も乗り組み者と同じように前月の10日に休日を発表すること。
10. AB廻しは12分以上時間を確保すること。
11. 訓練の待ち時間を労働時間とすること。
12. 訓練内容を改善すること（試験などは止めて要点・対応説明などの内容にすること）。
13. 各月の訓練時間は2時間までとすること。

14. 休日出勤指定者へは、前もって本人へ承認を得ること。
15. 見極め及び再教育に関する試験の解答用紙は本人に返すこと。
16. 再教育は本人の自主学習のみではなく、会社が責任もって教育すること。
17. 徐行・ノッチ制限表で上り、下り、前半、後半を1枚で表示すること。1枚で表示できないときは前半と後半の2枚にすること。
18. 「過不足金発生」に伴う、チェックシート記入に関わる時間は労働時間とすること。
19. 全ての乗車券類の取扱いに関する営業資料は、毎年更新した資料を会社が責任をもって社員に配布し、内容についても丁寧に説明すること。
20. 車掌の腕時計はデジタルの日時つき電波時計にすること。
21. 乗車券類の紛失・遺失物取扱いは、事故札処理とし、JR他社と同様の取り扱いとすること。
22. 三島車両所の着発線からの徒歩時分を29分から40分に増やすこと。
23. 列車遅延時、大一両最終到着列車に対するバスの手配をすること。

設備関係

1. 大阪第二運輸所の組合掲示板を大阪第二運輸所出入口正面に移設すること。
2. 各駅・各車両所の停止位置目標・一旦停止標識の高さ、反射塗料の整備をし、見やすく改善すること。停止位置目標はLED化すること。
3. 大一運、大二運の異常な数の監視カメラを撤去すること。
4. 大一両の5階と9階に自販機（ジュース・パン）を設置すること。また、昼間帯の9階使用制限をやめること。
5. 大一両、東一両食堂へは制服上着なしで行けるようにすること（現行東二運、大一・大二運食堂には制服着用の制限はない）。
6. 500系専用昇降台を撤去すること。
7. 車両所構内の昇降台下をコンクリート化にすること（手歯止め脱着の際の傷害防止）。
8. 車両所構内の安全通路の整備、草刈りを常にすること。
9. 三島車両所乗泊に洗濯機と乾燥機を設置すること。
10. 東一両乗泊に乾燥機を設置すること。
11. 名古屋駅上り・下りホーム乗務員詰所に貴重品ボックスを設置すること。
12. 名古屋駅下りホーム詰め所への扉が何度も未鎖錠となっている。扉の改良工事をする事。
13. 名古屋駅上り、下り各詰め所のテレビの映りを改良すること。
14. 全談話室、詰所、寝室における全携帯会社の電波状態の安定化を図ること。また、業務用携帯電話機のアプリ制限を廃止すること。
15. 大一運輸所の風呂の脱衣場とロッカールーム内のドライヤーを増設すること（脱衣場には1台しかない）。
16. 大一運輸所準備室に冷水機を新設すること。

福利厚生関係

1. 石綿の検診は、退職後も会社が責任をもって検診させること。
2. 無呼吸器具の使用のために乗泊の停電時の常時通電コンセントを設置すること。
3. 無呼吸の月々の治療費は会社が負担すること。
4. 無呼吸の器具を各所に設置してカードだけの持参で行えるようにすること。
5. 医学適性検査（定健）に伴う所要時間を労働時間とすること。
6. 労災申請に伴う手続きは、会社が責任をもって行うこと。
7. 夏季制服の上着を省略化し、開襟シャツ・半袖を貸与すること。
8. 乗務員の夏季制服の上着を省略し在来線と同様とすること。

以上